

○ガイドライン本文

注：下線部は相違点、「※」は別記「付表」の番号

<p>鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン</p>	<p>鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン</p>
<p>1 目的</p> <p>このガイドラインは、市内において<u>再生可能エネルギー供給施設の設置等を行う事業者</u>に対し、生活環境、自然環境等の保全の観点から自主的に<u>配慮すべき事項や調整手順</u>を明らかにすること等により、事業者と市民の相互理解のもとで、「鶴岡市地域エネルギービジョン」に基づく再生可能エネルギー利用の円滑な推進が図られるようにすることを目的とする。</p>	<p>1 目的</p> <p>このガイドラインは、市内において<u>風力発電施設の設置等を行う事業者</u>に対し、生活環境、自然環境等の保全の観点から自主的に<u>遵守すべき事項や調整手順</u>を明らかにすること等により、事業者と市民の相互理解のもとで、「鶴岡市地域エネルギービジョン」に基づく再生可能エネルギー利用の円滑な推進が図られるようにすることを目的とする。</p>
<p>2 定義</p> <p>ア 本ガイドラインにおいて「<u>再生可能エネルギー</u>」とは、<u>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年7月8日法律第72号）第2条第3項に規定するエネルギー源を使用するものをいう。</u></p> <p>イ 本ガイドラインにおいて、「<u>設置等</u>」とは、<u>施設の新設、増設又は大規模な改修をいう。（※1）</u></p>	<p>2 定義</p> <p>ア 本ガイドラインにおいて「<u>風力発電施設</u>」とは、<u>風力発電の施設及び当該施設の設置に伴う送電線等の付帯設備をいう。（※1）</u></p> <p>イ 本ガイドラインにおいて「<u>設置等</u>」とは、<u>施設の新設、増設又は大規模な改修をいう。（※2）</u></p>
<p>3 対象</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>本ガイドラインは<u>次に掲げる施設</u>を対象とする。<u>ただし専ら自家消費を目的としたものを除く。</u></p> <p>ア <u>太陽光を利用した発電施設（10kW以上に限る。）</u></p> <p>イ <u>風力を利用した発電施設（10kW以上100kW未満に限る。）</u></p>	<p>3 対象</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>ア 本ガイドラインは<u>風力発電施設の設置等</u>を対象とする。</p> <p>イ <u>発電設備容量が合計100kW未満（※3）の風力発電施設については対象外とする。</u></p>

<p>ウ <u>小水力を利用した発電施設（10kW以上に限る。）</u></p> <p>エ <u>バイオマスを利用した発電施設及び熱利用施設（設備面積 100 m²以上に限る。）</u></p> <p>オ <u>その他の再生可能エネルギー供給施設（100kW以上に限る。）</u></p> <p>(2) 対象地域</p> <p>本ガイドラインは市内全域を対象とする。ただし、近隣の市町村において<u>再生可能エネルギー供給施設の設置等</u>を行う場合であっても、本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。</p>	<p>ウ <u>環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）に基づく環境アセスメントを実施する風力発電施設については、風力発電事業の実施に係る事前協議届出書（様式1）を提出することとし、環境アセスメントの実施にあたっては本ガイドラインに記載されている事項を十分に考慮するものとする。</u></p> <p>(2) 対象地域</p> <p>本ガイドラインは市内全域を対象とする。ただし、近隣の市町村において<u>風力発電施設の設置等</u>を行う場合であっても、本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。</p>
<p>4 <u>設置等に当たって事業者が配慮すべき事項</u></p> <p><u>再生可能エネルギー供給施設の設置等に当たり、事業者は次に掲げる事項について考慮し、又は調整等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>ア <u>騒音・振動その他周辺的生活環境被害が生じないように配慮すること。</u></p>	<p>4 <u>設置等に当たって事業者が遵守すべき基準</u></p> <p><u>風力発電施設の設置等に当たり、事業者は次に掲げる事項の遵守に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>住宅等との距離</u></p> <p>ア <u>住宅等（※4）と当該風力発電施設との距離が地上と風車の最高点との長さの3倍以上とすること。ただし、その距離が600m（※5）に満たないときは600m以上とすること。この場合において住宅等との距離とは、住宅等と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。</u></p> <p>イ <u>やむをえず前項の要件を満たすことが困難な場合においては、当該住宅等の住民（住宅以外の施設にあつては主たる管</u></p>

理者)より、風力発電施設の設置等について、同意を書面で得ること。

(2) 騒音

ア 環境基準が設定されている地域については、当該風力発電施設の設置予定位置から最寄りの住宅等において、騒音に係る環境基準(※6)の基準値を超えないこと。

イ 環境基準が設定されていない地域については、騒音に係る環境基準のB類型の基準値を超えないこと。

(3) 低周波音

低周波音については、住宅等において環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値(※7)(※8)を超えないこと。

(4) 振動

振動については、当該風力発電施設の設置予定位置から直近にある住宅等の敷地境界上において、振動に基づく地域の指定及び規制基準の設定について(平成24年鶴岡市告示第75号)に定める第2種区域の基準値(※9)を超えないこと。

(5) 電波障害

テレビ電波等(※10)に影響が発生しないよう十分に配慮し、必要な措置を講じること。

(6) 自然環境

風力発電施設の設置等によって自然環境に与える影響を可能な限り回避するよう十分に配慮し、必要な措置を講じること。

(7) 景観

ア 風力発電施設の設置等に当たって、鶴岡市景観条例(平成20年鶴岡市条例第17号)第4条の規定(※11)に基づき、良好な景観の形成を図ること。

イ 周辺の自然環境に与える影響を最小限にとどめること。

ウ 施設の設置等及び広告物の表示にあたっては、良好な景観の形成に資するよう
にすること。

イ 四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法（※12）によって予測し、予測した結果を市に対して提出すること。

ウ 配置、デザイン及び色彩（※13）は、周囲の景観と調和が図られること。

エ 景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合（※14）は、必要な措置を講じること。

(8) 広告物

風力発電施設及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示すること。

(9) 光害

風力発電施設及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、周辺環境への影響が発生しないよう、必要な措置を講じること。

(10) 災害防止

ア 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。

イ 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。

ウ 土砂災害警戒区域及び急傾斜地への設置は災害防止の観点から極力避けること。

(11) 文化財

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第1条（※15）に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（※16）及び埋蔵文化財（※17）以外の文化財についても、風力発電施設の

エ 設置場所の気象状況等を勘案した設計とすること。

オ 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。

カ 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。

キ 土砂災害警戒区域及び急傾斜地への設置は災害防止の観点から極力避けること。

ク 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第1条（※2）に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（※3）及び埋蔵文化財（※4）以外の文化財についても、再

再生可能エネルギー供給施設の設置等の影響から保護するよう努めること。

設置等の影響から保護するよう努めること。

5 設置等に当たっての調整手順

5 設置等に当たっての調整手順

(1) 市の窓口

(1) 市の窓口

事業者は、市民部環境課を市の窓口として、再生可能エネルギー供給施設の設置等について届出及び調整を行うものとする。

事業者は、市民部環境課を市の窓口として、風力発電施設の設置等について市の所管部署と協議するものとする。

(2) 設置等に関する事前説明

(2) 設置等に関する事前説明

ア 事業者は施設の設置等に当たって配慮すべき事項に留意し、構想の段階で市に対し事前に説明を行うものとする。

ア 事業者は、風況調査に先立ち、当該事業の概要について風力発電事業の実施に係る事前協議届出書（様式1）に必要な資料等を添付し、市に対して事前に説明を行なうものとする。

イ 事業者は、設置等に係る環境影響を受ける範囲に含まれると認められる住民自治組織、住民及び周辺地権者（以下「住民等」という。）に対して構想の説明を行い、理解を得るものとする。

イ 事業者は、風況調査に先立ち、設置等に係る環境影響を受ける範囲に含まれると認められる住民自治組織、住民及び周辺地権者（以下「住民等」という。）に対して、当該設置等の地域及び規模の概要について、事前に説明会を行うものとする。

(3) 設置等に関する届出

(3) 設置等に係る届出

ア 事業者は、計画概要が明らかになった時点で再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る届出書（様式1）に必要な資料等を添付し、市に提出するものとする。

事業者は、設置等の地域及び規模の概要を計画した時点で風力発電事業の実施に係る届出書（様式2）に必要な資料等を添付し、市へ提出するものとする。なお、様式1、又は様式2の提出後、事業を変更または中止する場合には、風力発電事業の実施に係る変更（中止）届出書（様式3）を市へ提出するものとする。

イ 事業者は、事業を変更または中止するときは、再生可能エネルギー供給施設の設置等変更（中止）届（様式2）に必要な資料等を添付し、市に提出するものとする。

ウ 個人が事業として自ら所有する建物、及び土地に太陽光発電を利用した施設を設置する場合は、再生可能エネルギー供給施設（太陽光）の設置等に係る届出書（様式3）を提出するものとする。

<p>(4) 法規制に係る協議</p> <p>ア 事業者は、<u>再生可能エネルギー供給施設</u>の設置等に係る法規制について、市の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。</p> <p>イ 想定される主な法規制は別表1のとおり。</p> <p>(5) 住民等への説明</p> <p>ア 事業者は、<u>設置等の計画概要が明らかになった時点で、設置等に係る環境影響を受ける範囲に含まれると認められる住民等に対し、説明会の開催等により十分な説明を行うものとする。</u></p> <p>イ 事業者は、事業の説明を受けて住民等から出された質疑、意見等には適切に対応するものとする。</p> <p>ウ 事業者は、設置等に係る進捗状況について、必要に応じて住民等に報告するものとする。</p> <p><u>エ 個人が事業として自ら所有する建物、及び土地に太陽光発電を利用した施設を設置する場合は、事業規模や反射光の影響を考慮し、必要に応じ周辺地権者等への説明を行うものとする。</u></p>	<p>(4) 法規制に係る協議</p> <p>ア 事業者は、<u>風力発電施設</u>の設置等に係る法規制について、市の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。</p> <p>イ 想定される主な法規制は別表1のとおり。</p> <p>(5) 住民等への説明</p> <p>ア 事業者は、<u>設置等の地域及び規模の概要を計画した時点で、設置等に係る環境影響を受ける範囲に含まれると認められる住民等に対し十分な説明を行うものとする。なお、発電設備容量が1,000kW以上(※18)の場合には、説明を行う住民等が属する住民自治組織の同意を書面で得るものとする。</u></p> <p>イ 事業者は、事業の説明を受けて住民等から出された質疑、意見等には適切に対応するものとする。</p> <p>ウ 事業者は、設置等に係る進捗状況について、必要に応じて住民等に報告するものとする。</p> <p><u>(6) 専門家等の意見聴取</u></p> <p><u>市は、生活環境、自然環境及び景観等の保全の観点から、必要に応じて専門家等(※19)の意見を聴取する。</u></p>
<p>6 設置等に係る工事中及び工事完了後における事項</p> <p>事業者は、<u>再生可能エネルギー供給施設</u>の設置等に係る工事中及び工事完了後においても、<u>環境及び景観等の保全に関し、「4 設</u></p>	<p>6 設置等に係る工事中及び工事完了後における事項</p> <p>事業者は、<u>風力発電施設</u>の設置等に係る工事中及び工事完了後においても、「4 設置等に当たって事業者が遵守すべき基準」、及び</p>

<p>置等に当たって事業者が<u>配慮すべき事項</u>、及び鶴岡市生活環境保全条例（平成 17 年条例第 151 号）第 3 条第 3 項の規定に基づく責務（※5）の遵守に努めなければならない。</p>	<p>鶴岡市生活環境保全条例（平成 17 年条例第 151 号）第 3 条第 3 項の規定に基づく責務（※20）の遵守に努めなければならない。</p>
<p>7 設置後の維持管理等</p> <p>(1) 事業者は、設置等が完了した時点で<u>再生可能エネルギー供給施設の設置等完了届（様式 4）</u>を市に提出するものとする。</p> <p>(2) 事業者は、設置した<u>再生可能エネルギー供給施設</u>について正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 事業者は、設置後に周辺環境への影響が認められた場合は、<u>改善のための措置</u>を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 事業者は、設置した施設を廃止するときは、原則として速やかに施設を撤去することとし、施設を廃止（譲渡含む）したときは、<u>再生可能エネルギー供給施設の廃止届（様式 5）</u>を市に提出するものとする。</p>	<p>7 設置後の維持管理等</p> <p>(1) 事業者は、設置等が完了した時点で<u>発電施設設置報告書（様式 4）</u>に必要な資料等を添付し、<u>市へ提出するものとする</u>。</p> <p>(2) 事業者は、設置した<u>風力発電施設</u>について正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 事業者は、設置後に<u>騒音、電波等</u>周辺環境への影響が発生したときには、<u>原因を調査し誠意を持って対応をするとともに、その内容を市に報告するものとする</u>。</p> <p>(4) 事業者は、設置した施設を廃止するときは、原則として速やかに施設を撤去することとし、実際に廃止（譲渡含む）したときは、<u>発電施設廃止届（様式 5）</u>を市に提出するものとする。</p>
<p>8 その他</p> <p><u>再生可能エネルギー供給施設の設置等</u>に当たり、住民等から事業者へ申入れのあった事項については、速やかに市へ報告するとともに誠意を持って対応するものとする。</p>	<p>8 その他</p> <p><u>風力発電施設の設置等</u>に当たり、住民等から事業者へ申入れのあった事項については、速やかに市へ報告するとともに誠意を持って対応するものとする。</p>
<p>9 市の施策への協力</p> <p>(1) 事業者は、市が実施する環境学習等に積極的に協力するとともに、地域貢献に努めるものとする。</p> <p>(2) 事業者は、設置した<u>再生可能エネルギー供給施設</u>の発電量等の稼働状況について、市が求める場合には報告するよう</p>	<p>9 市の施策への協力</p> <p>(1) 事業者は、市が実施する環境学習等に積極的に協力するとともに、地域貢献に努めるものとする。</p> <p>(2) 事業者は、設置した<u>風力発電施設</u>の発電量等の稼働状況について、市が求める場合には報告するよう努めるものとする</p>

<p>努めるものとする。</p>	<p>る。</p>
<p>10 ガイドラインの見直し</p> <p>本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。</p>	<p>10 ガイドラインの見直し</p> <p>本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。</p>
<p>附 則</p> <p>1 このガイドラインは、平成 29 年 3 月 31 日から適用する。</p> <p>2 このガイドラインの施行の際、現に本体工事に着手している<u>再生可能エネルギー供給施設</u>の設置等については、このガイドラインは適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 このガイドラインは、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。</p> <p>2 このガイドラインの施行の際、現に本体工事に着手している<u>風力発電施設</u>の設置等については、このガイドラインは適用しない。</p>

○ガイドライン付表

鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン付表			鶴岡市風力発電施設の設置等に係るガイドライン付表		
			※1	送電線等の付帯設備	送電線等には、資機材等輸送用道路を含む。
※1	大規模な改修	大規模な改修とは、風力発電施設等の変更で、機種 of 全面的な変更、又は環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える変更をいう。	※2	大規模な改修	大規模な改修とは、風力発電施設等の変更で、機種 of 全面的な変更、又は環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える変更（回転羽根、タワーの着色変更、回転羽根、タワーその他大型の資機材の交換等の保守作業）をいう。
			※3	100kW 未満	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）では、「事業を検討する目安は、地上高 30m での年平均風速が 6m/s 以上であることが望ましい。」としている。地上高 30m の風力発電施設の発電規模は、概ね 100kW 程度である。 複数導入型においては、単機当たりの発電規模が 100kW 未満であっても、全体の発電出力が 100kW 以上となる場合は、本ガイドラインの対象とする。（例：10kW の風力発電の施設を 10 基導入する場合、全体の発電出力は 100kW となり、ガイドラインの対象とする。）
			※4	住宅等	住宅のほか、学校、幼稚園、病院などの文教施設・保健福祉施設等、及び一般に従業員が常勤する事業所等をいう。
			※5	600m 以上	<p>環境省による「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」では、騒音・低周波音の苦情等の発生が、最寄り苦情者宅までの距離が 600 メートル以内では、5,000 キロワットから 10,000 キロワットが 27 パーセントとなっている。</p> <p>今後 3,000 キロワットの大規模の風力発電施設が設置されてくることや地形等による音圧の増加に対する安全率をみると、600 メートル以上と設定することが望ましい。</p>

		<p>※6 騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）</p>	<table border="1" data-bbox="917 302 1492 593"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の 類型</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間 (6:00～ 22:00)</th> <th>夜間 (22:00～6:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>50db 以下</td> <td>40db 以下</td> </tr> <tr> <td>A 及び B</td> <td>55db 以下</td> <td>45db 以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60db 以下</td> <td>50db 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>※参考「風車騒音の距離減衰例」 （風車出力：800 キロワット、ハブ高 50m） 200m→45dB、300m→41dB、400m→38dB、500m→36dB</p> <p>※参考「NEDO の見解」 NEDO では、「（風車の騒音の基準値が）定められていない地域では居住者への影響の程度を検討するため、「騒音に係る環境基準」等を風車騒音評価の目安として準用することが妥当」としている。</p> <p>※参考「騒音レベルの目安」 NEDO では、寝室内の音は 40dB、パソコンの冷却ファンが 45dB、静かなオフィス内の音は 50dB、電話の呼びだし音が 60db 程度と例示している。</p>	地域の 類型	基準値		昼間 (6:00～ 22:00)	夜間 (22:00～6:00)	AA	50db 以下	40db 以下	A 及び B	55db 以下	45db 以下	C	60db 以下	50db 以下										
地域の 類型	基準値																										
	昼間 (6:00～ 22:00)	夜間 (22:00～6:00)																									
AA	50db 以下	40db 以下																									
A 及び B	55db 以下	45db 以下																									
C	60db 以下	50db 以下																									
		<p>※7 低周波音による物的苦情に関する参照値</p>	<table border="1" data-bbox="925 1433 1492 1971"> <thead> <tr> <th>1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)</th> <th>1/3 オクターブバンド 音圧レベル (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>70</td></tr> <tr><td>6.3</td><td>71</td></tr> <tr><td>8</td><td>72</td></tr> <tr><td>10</td><td>73</td></tr> <tr><td>12.5</td><td>75</td></tr> <tr><td>16</td><td>77</td></tr> <tr><td>20</td><td>80</td></tr> <tr><td>25</td><td>83</td></tr> <tr><td>31.5</td><td>87</td></tr> <tr><td>40</td><td>93</td></tr> <tr><td>50</td><td>99</td></tr> </tbody> </table>	1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	1/3 オクターブバンド 音圧レベル (dB)	5	70	6.3	71	8	72	10	73	12.5	75	16	77	20	80	25	83	31.5	87	40	93	50	99
1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	1/3 オクターブバンド 音圧レベル (dB)																										
5	70																										
6.3	71																										
8	72																										
10	73																										
12.5	75																										
16	77																										
20	80																										
25	83																										
31.5	87																										
40	93																										
50	99																										

			※8 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)</th> <th>1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>92</td></tr> <tr><td>12.5</td><td>88</td></tr> <tr><td>16</td><td>83</td></tr> <tr><td>20</td><td>76</td></tr> <tr><td>25</td><td>70</td></tr> <tr><td>31.5</td><td>64</td></tr> <tr><td>40</td><td>57</td></tr> <tr><td>50</td><td>52</td></tr> <tr><td>63</td><td>47</td></tr> <tr><td>80</td><td>41</td></tr> </tbody> </table>	1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	10	92	12.5	88	16	83	20	76	25	70	31.5	64	40	57	50	52	63	47	80	41
1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)																									
10	92																									
12.5	88																									
16	83																									
20	76																									
25	70																									
31.5	64																									
40	57																									
50	52																									
63	47																									
80	41																									
			※9 振動に基づく地域の指定及び規制基準の設定について (平成 24 年度鶴岡市告示第 75 号)	<p>2 特定工場等において発生する振動の規制基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間の区分</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前 8 時から 午後 7 時まで</td> <td>午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで</td> </tr> <tr> <th>区域の区分</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 1 種区域</td> <td>60 db</td> <td>55 db</td> </tr> <tr> <td>第 2 種区域</td> <td>65 db</td> <td>60 db</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 種区域：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、及び準住居地域</p> <p>第 2 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び工業地域</p> <p>告示における規制基準の指定地域については都市計画法により上記のとおり地域指定されている。</p> <p>風力発電施設等は、昼夜問わず長期に渡り稼働するものであることから、最低限、工場地域も該当する第 2 種区域の基準を超えない程度となるよう、配慮を求める。</p>	時間の区分	昼間	夜間	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで	区域の区分			第 1 種区域	60 db	55 db	第 2 種区域	65 db	60 db								
時間の区分	昼間	夜間																								
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで																								
区域の区分																										
第 1 種区域	60 db	55 db																								
第 2 種区域	65 db	60 db																								
			※10 対象となる電波	<p>電気通信業務用、放送業務用、気象業務用、人命と財産の保護・治安維持用、電気事業用、鉄道事業用、具体的には、テレビ局、電話局、自衛隊、海上保安庁、漁業無線中継基地、市町村の防災無線等がある。なお、周辺に民家がある場合、最も問題となるのはテレビ電波障害であり、送信地点、建設地点、</p>																						

				<p>受信地点の位置関係や風車規模によって変化する。事前の予測に基づき反射領域と遮蔽領域に居住地域が含まれないように候補地点を設定するものとする。</p> <p>※参考「電波障害」</p> <p>電波障害については影響のする範囲を予測し、その範囲が住居と重ならないことを原則とする。しかしながら、風車のような複雑な形状をした構造物による影響を正確に予測することは困難であるとされる。したがって現状では、風車の建設前の状況を調査によって把握しておき、何らかの障害が発生した場合に然るべき処置を行うことで対応が図られている。建設後の調査によって明らかに風車による影響が現れ、事業者が共同アンテナの設置、アンテナの改善処置等、必要な対応をとったという事例もある。</p>
			※11 鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例	<p>(景観計画への適合)</p> <p>第4条</p> <p>法第16条第1項の規定により建築物の建築等又は工作物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項に規定する工作物及び規則で定める工作物をいう。以下同じ。)の建設等の届出をしようとする者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させなければならない。</p>
			※12 視覚的な表現方法	合成写真、コンピュータグラフィック、ジオラマ(立体模型)等を使って表現する方法
			※13 配置、デザイン及び色彩	景観について客観的に評価することは難しいが、周囲の景観と調和が図られるよう配置・デザイン・色彩等について配慮する。
			※14 景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害する	市は、3の(6)に掲げる専門家等の意見を聴取して判断を行う。
※2	文化財保護法	(この法律の目的)第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。	※15 文化財保護法	(この法律の目的)第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

※3	指定文化財	文化財関係法令の規定に基づき指定を受けた文化財	※16	指定文化財	文化財関係法令の規定に基づき指定を受けた文化財
※4	埋蔵文化	土地に埋蔵されている文化財	※17	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
			※18	1,000kw以上	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人日本風力発電協会（JWPA）作成の「小規模風力発電事業のための環境アセスメントガイドブック」において、自主的な環境アセスメント（自主アセス）の対象としている基準。 複数導入型の考え方については（※3）と同様。
			※19	専門家等の例	<ul style="list-style-type: none"> 環境審議会（環境影響評価方法書等の内容に係る意見聴取） 景観審議会（当該施設の建設等の景観影響に係る意見聴取）
※5	鶴岡市生活環境保全条例	<p>（責務） 第3条第3項 事業者及び工事施行者は、その事業活動により大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭、土砂・廃材・資材の散乱等を生じさせ、生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講じなければならない。</p>	※20	鶴岡市生活環境保全条例	<p>（責務） 第3条第3項 事業者及び工事施行者は、その事業活動により大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭、土砂・廃材・資材の散乱等を生じさせ、生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講じなければならない。</p>